

日本国農林水産省とオーストリア共和国連邦農林・地域・水資源管理省の間の
持続可能な森林経営及び木材利用に関する協力覚書（仮訳）

日本国農林水産省とオーストリア共和国連邦農林・地域・水資源管理省（以下、片方の場合は「一方」、両方の場合は「双方」と表記する。）は、持続可能な森林経営及び木材利用における協力に関し、

持続可能な森林経営及び木材利用は、森林が社会や環境にもたらす数多くの効果やサービスを実現するための重要な基盤であることを**認識し**、

森林は、環境に優しい建築材料である木材と再生産可能なエネルギーの原料を提供するなど、気候変動の緩和に大きく貢献することを**再確認し**、

持続可能な森林経営及び木材利用は、木材の生産から流通、消費に至るまでの各過程におけるバリューチェーン全体の雇用と収入の確保に寄与し、農山村地域も都市部もこの恩恵にあずかっていることを**認識し**、

こうした恩恵を将来にわたって享受していくため、双方にとって共通の利益の追求に向け協力することを**認識し**、

以下の項目について承認する。

第一項 目的

本協力覚書（以下「覚書」と表記する。）の目的は、双方が持続可能な森林経営及び木材利用の分野において協力を促進することである。

第二項 協力分野

本覚書に沿って、双方は持続可能な森林経営及び木材利用の重要性を再認識し、双方にとって共通の利益の追求に向け、以下の内容について有益な交流を実施する意思を表明する。

- a) 持続可能な森林経営及び木材利用に係る双方の政策に関する情報の交換
- b) 木造建築はじめ木材の利活用のイノベーションと技術に関する情報の交換（森林資源のマテリアル利用及びエネルギー利用を含む。）
- c) 山地災害の防止と管理に関する情報の交換
- d) 研修、教育、研究に関する情報の交換
- e) 科学、研修、教育目的のための人的交流の促進
- f) その他双方が決定する持続可能な森林経営及び木材利用の促進に関すること

第三項 意見の相違の解決

覚書の内容に関する解釈、実施、実行について、意見の相違が生じた場合、双方による協議を通じて友好的に解決し、必要が生じた場合は相互の決定によって本覚書に変更を加えることができる。

第四項 発効、期間、延長及び停止

本覚書は署名日に発効し、一方がもう一方の署名国に対し、少なくとも6か月前に本覚書を終了する意思を書面で通知するまで適用されるものとする。

第五項 最終規定

本覚書はいかなる法的、金銭的権利や義務を生じさせるものではなく、国際的な合意とはみなされない。

本覚書は、2024年2月26日に日本の東京において2つの英文の原本に署名された。

日本国農林水産大臣

坂本 哲志

オーストリア共和国連邦
農林・地域・水資源管理大臣

ノルベルト・トチュニック